

平成十九年九月二十五日受領  
答 弁 第 一 九 号

内閣衆質一六八第一九号

平成十九年九月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出内閣総理大臣の出処進退に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出内閣総理大臣の出処進退に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府としては、安倍内閣総理大臣は、平成十九年九月十二日午後の内閣総理大臣官邸における記者会見において、同日に内閣総理大臣の職を辞すべきと決意した旨、及びその経緯や理由等について説明するとともに、同日に自由民主党幹部に対し、その決意を伝えた旨の発言をしたものと承知している。

四及び五について

お尋ねの「約束」の意味するところが明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

六から九までについて

外務省として、内閣総理大臣の職を辞すべきとの安倍内閣総理大臣の決意を承知したのは、内閣総理大臣官邸における記者会見が行われた平成十九年九月十二日である。

十について

第百六十七回国会以前の国会において、内閣総理大臣の所信表明演説が行われた後に、内閣総理大臣が辞意を表明し、衆議院本会議及び参議院本会議において、同演説に対する質疑が行われなかった事例はな

いものと承知している。

十一について

内閣総理大臣が国会において所信表明演説を行った場合、衆議院本会議及び参議院本会議において、それぞれ同演説に対する質疑が行われることが通例であると認識している。

十二について

安倍内閣総理大臣が平成十九年九月十日に所信表明演説を行ったことを受け、同月十二日及び十三日に衆議院本会議において、同月十三日及び十四日に参議院本会議において、それぞれ同演説に対する質疑が予定されていたところ、安倍内閣総理大臣の辞任の意向が示されたことを踏まえ、衆議院及び参議院において、本会議の開催及び同演説に対する質疑を取りやめるという決定が行われたものと承知しており、この点については、政府として、国民、国会議員、関係者に対して、おわびの意を表明しているところである。